

# 福生市下水道事業経営戦略(案)

団 体 名	: 福 生 市		
事 業 名	: 下 水 道 事 業		
策 定 日	: 令 和 7 年 3 月		
計 画 期 間	: 令 和 7 年 度 ~	令 和 16 年 度	

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭 和 53 年 度 (供用開始後 47 年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	85.0人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有り
処 理 区 数	多摩川上流処理区 1区		
処 理 場 数	処理場なし。東京都下水道局の多摩川上流水再生センターで処理を行っている。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成14年度より東京都下水道局と多摩川上流流域下水道事業対策協議会を構成する立川市・青梅市・昭島市・福生市・羽村市・瑞穂町で水質検査の共同実施。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額 下水道使用料金表(月額)		
	排出量	料金	
	10m <sup>3</sup> 以下の分	320円	
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> 以下の分	1m <sup>3</sup> につき64円	
	20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> 以下の分	1m <sup>3</sup> につき75円	
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> 以下の分	1m <sup>3</sup> につき105円	
	100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> 以下の分	1m <sup>3</sup> につき130円	
	200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> 以下の分	1m <sup>3</sup> につき155円	
	500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> 以下の分	1m <sup>3</sup> につき200円	
	1,000m <sup>3</sup> を超え10,000m <sup>3</sup> 以下の分	1m <sup>3</sup> につき245円	
	10,000m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき435円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上		
その他の使用料体系の 概要・考え方	浴場汚水は次の通り算定した額に100分の110を乗じて得た額 下水道使用料金表(月額)		
	排出量	料金	
	10m <sup>3</sup> 以下の分	1m <sup>3</sup> につき130円	
	10m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき13円	
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 20 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和5年度	1,056 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 20 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	令和4年度	1,056 円	令和5年度 2,543 円
	令和3年度	1,056 円	令和4年度 2,345 円
			令和3年度 2,779 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

#### ③ 組織

職 員 数	5人(損益勘定所属職員 3人 資本勘定所属職員 2人)		
事 業 運 営 組 織	都市建設部	道路下水道課	下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託(包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用(下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用(未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)

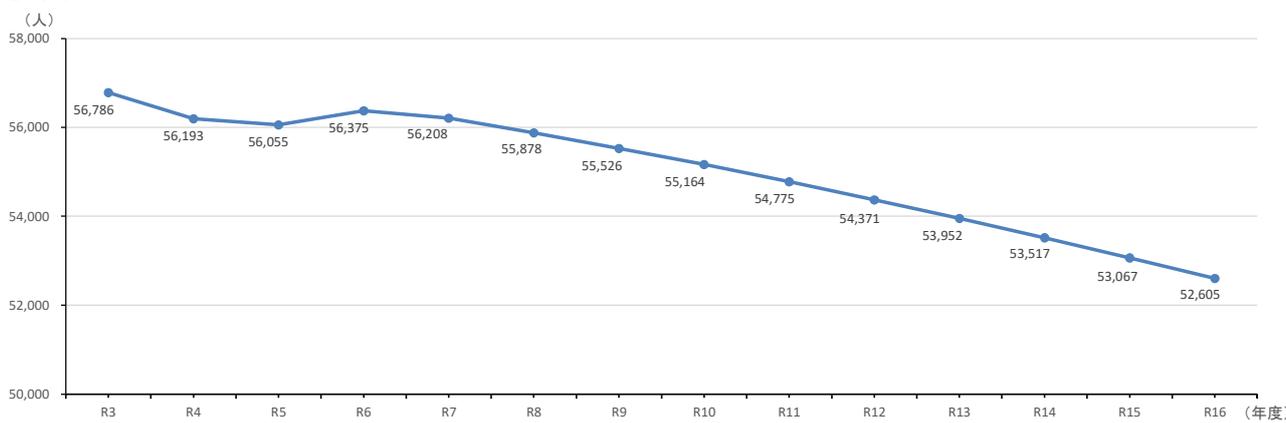
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和4年度では、経費回収率が112.28%で類似団体の平均値98.82%と比較して高い数値となっています。その要因は汚水排出量の大口使用者があることで、使用料収入が大きくなっていることが考えられます。また汚水処理原価についても99.93円で類似団体の平均値128.39円と比較しても原価を抑えることができています。類似団体と比較しても全体的に安定しており、健全な経営ができています。今後は使用料の減少や管渠の改築・更新等の費用が見込まれることから、常に、経費回収率が100%以上を維持できるよう引き続き健全・効率的な経営を目指していきます。

2. 将来の事業環境

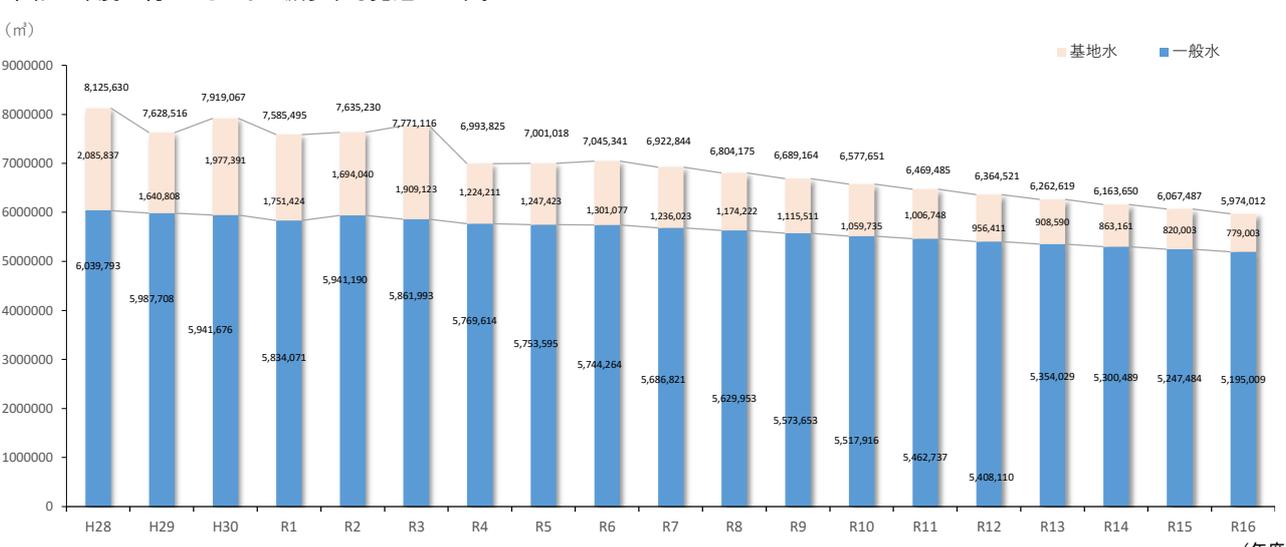
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、本市における『福生市総合計画(第5期)後期基本計画』で定めた推計値を基に算出しています。汚水管渠の整備率はほぼ100%であり、処理区域面積の増加予定はなく、人口においてはすでに減少に転じており、令和16年度には52,605人まで減少する見込みです。



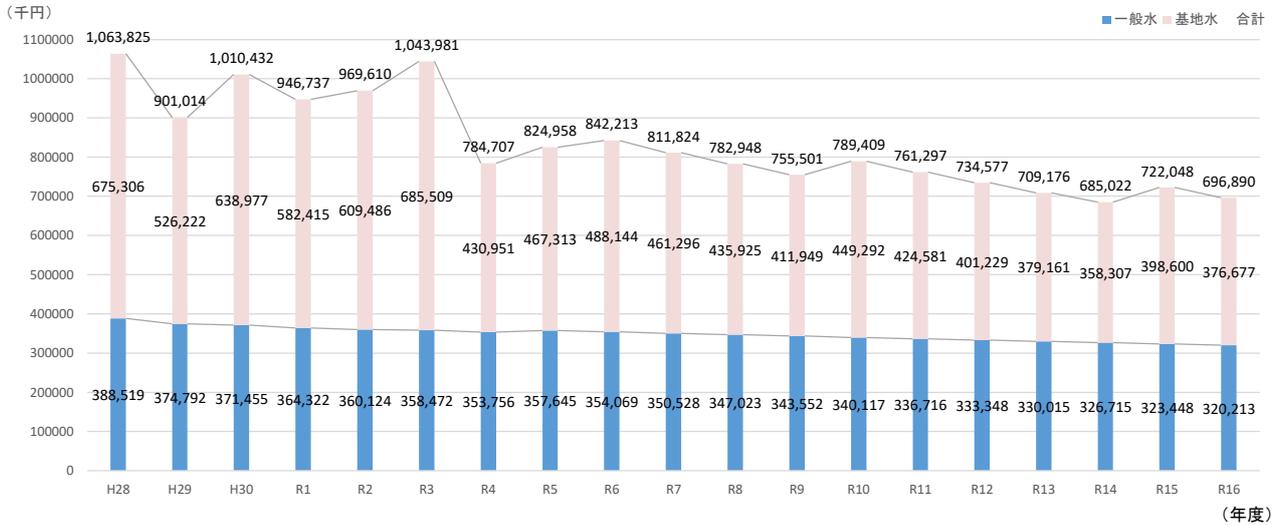
(2) 有収水量の予測

本市の有収水量は、一般水(家庭用・事業用排水)が全体の約80%、基地水(横田基地からの排水)が全体の約20%を占めています。一般水は人口減少や節水傾向の影響で減少傾向が続くと見込んでいます。基地水については実績値では多少の増減はあるものの、近年は減少傾向が続いており、今後も減少傾向が続くと見込まれます。計画期間内における有収水量全体としては、令和7年度の約692万㎡から令和16年度の約597万㎡まで減少する見込みです。



### (3) 使用料収入の見通し

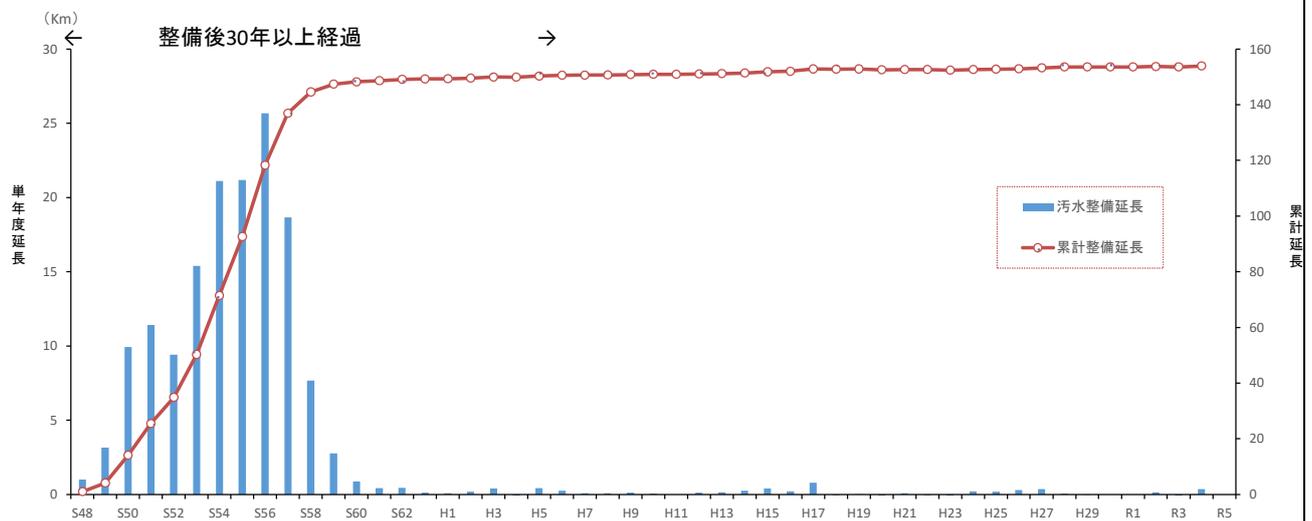
本市の営業収益の根幹である下水道使用料は、一般水(家庭用・事業用排水)が全体の約40%、基地水(横田基地からの排水)が全体の約60%を占めています。有収水量の減少に伴い、一般水・基地水ともに使用料が減少するため令和10年度及び令和15年度に料金改定を実施する予定で推計しました。



使用料収入の経年推移(令和6年度は決算見込値、令和7年度以降は推計値)

### (4) 施設の見通し

本市の汚水管は昭和48年に整備着手し、その後昭和60年にはほぼ整備を完了しており、現在約154Kmを管理しています。整備後30年以上経過している管渠がほとんどであり、下水道施設を適正に管理し、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくためには、施設の延命化や改築更新等の取り組みが必要です。このため、平成30年度に福生市下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画に基づき管渠の点検・調査、修繕改築計画・実施設計・修繕改築工事に取り組むことで、施設の効率的な運営を行い、コストの平準化及び削減を実施し、安定的サービスの提供を目指していきます。



年度別汚水管渠整備延長及び累計整備延長の経年推移

### (5) 組織の見通し

今後、人口減少による使用料収入の減少が見込まれていく中で施設の更新時期が集中的に到来しストックマネジメント事業、雨水管渠更生事業などの長期間にわたる業務の増加が見込まれます。経営面での課題だけでなく、業務の増加に対応できるように業務の効率化や係員の育成を行っていきます。

### 3. 経営の基本方針

- ・基本構想、基本計画、下水道総合計画及び下水道事業経営戦略に基づき、計画的に事業を進め、適正な維持管理を行い、経営の健全化を図っていきます。
- ・地方公営企業法の規定に基づいた財務規定を適用することにより、企業会計の円滑な運用を行います。
- ・雨水浸透施設の普及等地下水涵養(かんよう)のため、雨水流出抑制を推進します。
- ・財政収支の見通しを的確に把握し、後年度負担を極力軽減し、安定した健全な経営を進めます。
- ・主に横田基地からの雨水排水を行っている幹線の更生事業を継続して進めます。
- ・福生市下水道ストックマネジメント計画(平成31年3月策定)に基づき、老朽化する下水道施設の改築更新などを進めます。
- ・老朽化する下水道施設の更新事業等に備え、下水道使用料等の営業収益の確保及び補助金等の収入確保に努めます。
- ・一般会計からの繰入金(汚水・雨水処理に係る一般会計負担金)は、国から通知される繰入基準に沿って算定します。
- ・企業債は、地方交付税の算定基礎となることから、貸付利率を踏まえて借入します。
- ・基金は、福生市下水道ストックマネジメント計画に伴う修繕改築工事等の財源として活用します。
- ・下水道施設の効率的な維持管理を実施し支出の削減に努めます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：様式第2号(法適用企業・収益的収支)、様式第2号(法適用企業・資本的収支)のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	現時点で予定されている事業費を反映させました。福生市下水道ストックマネジメント計画に基づき、効率的に老朽化する下水道施設の改築更新などを進めます。その他、雨水の冠水箇所が判明した場合は計画的に管渠の布設を行います。
-----	---

・令和7～15年度 雨水管渠更生事業	約 27億円
・令和7～16年度 ストックマネジメント事業	約 22億円
・令和7～11年度 多摩川第7排水区・多摩川9-2排水区・加美排水区管渠更生事業	約 10億円
・令和8年度 本町排水区管渠新設事業	約 1億円
・令和7～16年度 福生都市計画道路3. 3. 30号線(武蔵野工業線)事業に伴う管渠新設	約 3億円
・令和7～16年度 流域下水道改良事業負担金	約 5億円
・令和7～16年度 流域下水道建設事業負担金	約 2億円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支の不足額が著しく大きくならないように、基金からの繰入れを行います。経費回収率は100%を超えて推移しており、今後も常に100%を維持できるように必要に応じて経費や使用料の見直しを行っていきます。
-----	---

収益的収入	
・下水道使用料	近年の減少傾向及び5年毎の料金改定を考慮し算出しました。
・雨水処理負担金	収益的支出の経費について繰出し基準等により算出しました。
・補助金	ストックマネジメント事業について事業費の約4割を補助基本額とし、補助率50%としました。
資本的収入	
・企業債	流域下水道建設改良負担金を企業債の対象としました。
・国(都道府県)補助金	雨水管渠改良事業について補助率90%としました。 ストックマネジメント事業について事業費の約2割を補助基本額とし、補助率50%としました。 管きよ改良事業については補助率70%としました。
・工事負担金	福生都市計画道路3. 3. 30号線(武蔵野工業線)事業に伴う管渠新設事業の雨水分の50%を都負担としました。
・基金繰入金	各年度の現金の不足分を繰入れました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費	令和7年度予算額同額を令和8年度以降にも適用しました。効率的な事業実施により人件費の増加を抑制します。
・修繕費	令和7年度予算の経常分同額を令和8年度以降にも適用しました。計画的な修繕により突発的な修繕を予防します。
・委託料	経常的な経費についてはフレームを変えずに令和7年度予算の同額を令和8年度以降にも適用し、福生市下水道ストックマネジメント計画での事業費、を見込み積算しました。今後も必要な経費を精査し事業実施を行います。
・流域下水道費	令和8年度から単価が現在の約1.42倍に改定されると想定し積算しました。 ストックマネジメント事業により令和5年度より管渠の補修を行っており、引き続き侵入水の減少に努めています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	ウォーターPPPの適用が国費の要件化とされることから令和7年度に導入可能性調査を実施し、導入の検討を行う。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入の減少が見込まれるため、定期に使用料の見直しを実施します。前回の使用料改定は令和5年度に行っていることから、5年を目途に次回は令和10年度頃に行うように検討します。なお、損益収支の激変時には、検証を行い必要な場合は見直しを行います。また、下水道料金の徴収漏れを防ぐため下水無開始登録者の確認を随時行います。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当なし
職員給与費に関する事項	地方公営企業法の一部適用であるため、給与体系等については市長部局に委ねられるが、市長部局とも協議を行うことで適切な人員配置を行います。
修繕費に関する事項	福生市下水道ストックマネジメント計画に基づき改築修繕工事は資本的支出の建設改良費で行うとしているが、軽微な工事で補修できる箇所については修繕費で行います。
委託費に関する事項	必要な経費を精査し委託料の削減に取り組みます。なお、令和3年度より修繕待機委託、令和4年度より公営企業会計運営支援委託、令和6年度よりストックマネジメント修繕改築計画作成委託を廃止し、職員で作成しています。
流域下水道費に関する事項	該当なし
その他の取組	各経費について必要性を精査し経費の削減に努めます。なお、令和4年度より会計年度任用職員及び予算書・決算書の外部印刷を廃止しました。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	5年目に中間見直しを予定しています。また、計画条件の激変時に、検証を行い必要な場合は見直しを行います。
---------------------	---

# 経営比較分析表（令和4年度決算）

東京都 福生市

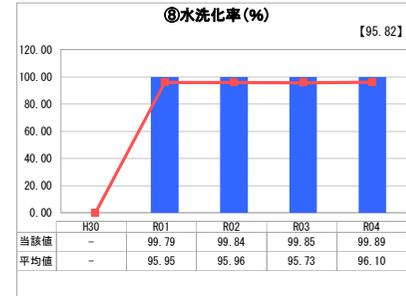
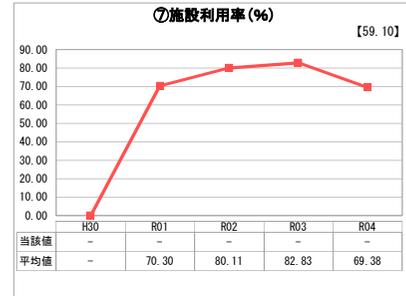
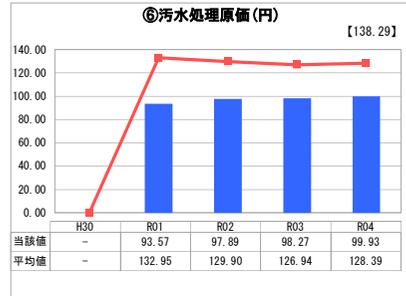
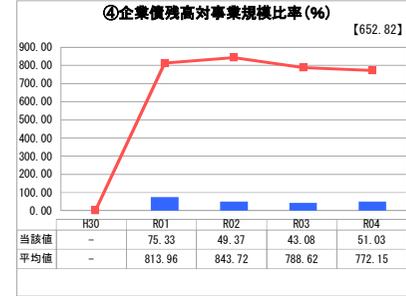
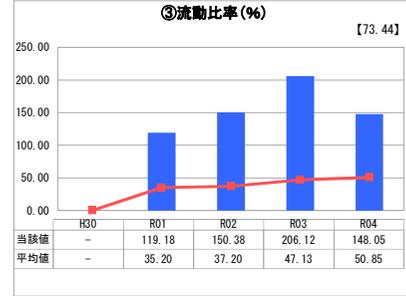
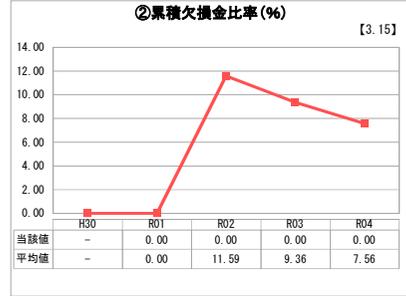
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	81.36	100.00	88.30	1,056

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
56,201	10.16	5,531.59
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
56,055	6.53	8,584.23

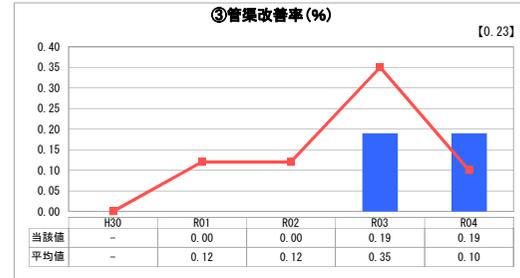
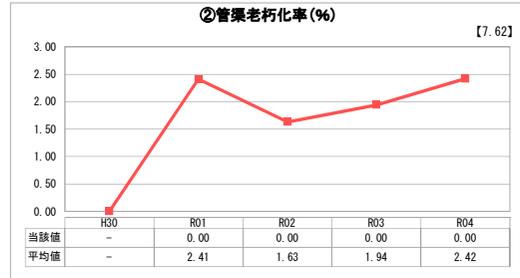
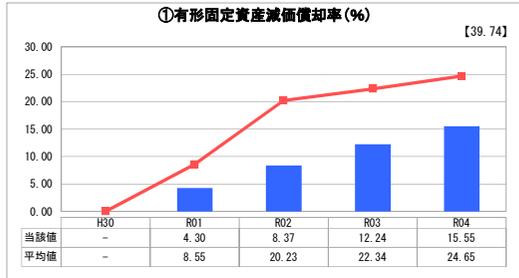
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和4年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①数値は100%を超えており、健全な収支となっている。今後も使用料収入の状況に注意しつつ、100%を維持し健全な経営を目指していく。

③数値は100%を超えており、健全な経営となっている。

④類似団体と比較して、非常に低い数値となっている。企業債に依存することなく、償還が順調に進んでいると考えられる。

⑤数値100%を超えて推移しており、類似団体と比較して高い数値となっている。使用料で回収すべき経費を賄っており、健全な経営が行われている。しかし、使用料収入は減少傾向であり、引き続き経費削減や使用料の改定を検討する。

⑥類似団体と比較して、低い数値で推移しており、効率的な汚水処理が実施されている。しかし、有収水量は減少傾向であるため、引き続き効率的で適切な維持管理に努める。

⑧数値は100%に近い数値となっており、汚水処理が適切に行われている。

以上のことから健全で効率の良い経営ができているといえる。

### 2. 老朽化の状況について

昭和48年度に事業着手しており、今後は法定耐用年数が経過する管渠が出てくるため、改築・更新等が必要になる。平成30年度に下水道ストックマネジメント計画を策定し、計画的に更新等を行っており、今後、改善率は向上していくものと考えられる。

## 全体総括

類似団体と比較し全体的に安定しており、健全な経営が出来ている。

しかし、今後は使用料の減少が予想され、管渠の改築・更新等の費用の増加が見込まれる。

そのため、引き続き、健全・効率的な経営を行うために、更なる経費削減と使用料の改定も含めた財源確保、計画的な事業実施等の取り組みを行っていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。



## 投資・財政計画

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		(決算)	(決算見込)												
資本的 収入	1. 企業債	16,000	9,800	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	うち資本費平準化債														
	2. 他会計出資金														
	3. 他会計補助金														
	4. 他会計負担金	11,062	12,946	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685
	5. 他会計借入金														
	6. 国(都道府県)補助金	269,112	261,023	523,477	555,537	472,737	526,019	517,511	288,000	283,257	283,591	283,591	283,591	20,000	
	7. 固定資産売却代金														
	8. 工事負担金	1,105	13,246	39,496	108,985	6,645	23,565	17,435	11,229	11,229	11,229	11,229	11,229	7,905	
	9. その他	20,000	300,000	190,000	200,000	350,000	250,000	240,000	60,000	50,000	40,000				
	計 (A)	317,279	597,015	776,658	888,207	853,067	823,269	798,631	382,914	368,171	358,505	318,505	51,590		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
	純計 (A)-(B) (C)	317,279	597,015	776,658	888,207	853,067	823,269	798,631	382,914	368,171	358,505	318,505	51,590		
	資本的 支出	1. 建設改良費	521,877	741,487	1,075,796	1,078,333	1,044,581	1,086,845	1,062,446	649,655	644,386	644,757	574,757	351,878	
うち職員給与費		12,175	16,029	16,029	16,029	16,029	16,029	16,029	16,029	16,029	16,029	16,029	16,029		
2. 企業債償還金		283,661	267,667	255,442	234,146	213,084	192,176	165,449	148,276	130,587	107,444	86,232	72,337		
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他		40	215	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
計 (D)	805,578	1,009,369	1,331,538	1,312,779	1,257,965	1,279,321	1,228,195	798,231	775,273	752,501	661,289	424,515			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	488,299	412,354	554,880	424,572	404,898	456,052	429,564	415,317	407,102	393,996	342,784	372,925			
補填財源	1. 損益勘定留保資金	362,589	277,509	369,347	255,697	252,177	319,666	309,584	313,105	319,246	319,024	280,124	322,076		
	2. 利益剰余金処分額														
	3. 繰越工事資金														
	4. その他	125,710	134,845	185,533	168,875	152,721	136,386	119,980	102,212	87,856	74,972	62,660	50,849		
計 (F)	488,299	412,354	554,880	424,572	404,898	456,052	429,564	415,317	407,102	393,996	342,784	372,925			
補填財源不足額 (E)-(F)															
他会計借入金残高 (G)															
企業債残高 (H)	2,598,753	2,340,886	2,095,444	1,871,298	1,668,214	1,486,038	1,330,589	1,192,313	1,071,726	974,282	898,050	835,713			

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的 収支分		250,242	261,152	255,993	262,839	262,005	262,127	263,146	264,211	266,887	269,218	270,397	266,812
	うち基準内繰入金	250,242	261,152	255,993	262,839	262,005	262,127	263,146	264,211	266,887	269,218	270,397	266,812
	うち基準外繰入金												
資本的 収支分		11,062	12,946	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685
	うち基準内繰入金	11,062	12,946	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685
	うち基準外繰入金												
合 計	261,304	274,098	269,678	276,524	275,690	275,812	276,831	277,896	280,572	282,903	284,082	280,497	